

平成24年鳥取県公報第8459号で公告したスーパーセンタートライアル鳥取千代水店に係る鳥取県大規模集客施設立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定に基づく大規模集客施設の設置の届出について、条例第11条第1項の規定に基づき、届出者に知事の意見及びその理由を通知したので、同条第2項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

なお、この意見に異議があるときは、条例第12条第1項の規定に基づき平成25年4月12日までに知事に意見書を提出することができる。

平成25年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 知事の意見

届出施設の設置は、コンパクトなまちづくりの推進と調和するものである。

2 意見の理由

条例第3条に規定する基本方針に適合するものであることが確認されたため